

一般財団法人大船渡市体育協会 スポーツ少年団認定員養成助成金交付規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づくスポーツ少年団認定員の資格取得者の拡大を図り、スポーツ少年団の活動の活発化と普及拡大を推進する。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、大船渡市スポーツ少年団に指導者として登録し、または登録が見込まれる者で、スポーツ少年団認定員養成講習会を受講し、認定員の資格を取得した者とする。

(助成金)

第3条 スポーツ少年団認定員の資格取得者に対する受講料の助成金は、次のとおりとする。

助成金 3,000円

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、スポーツ少年団認定員養成助成金交付申請書(様式1号)を提出するものとする。

(交付方法)

第5条 助成金は、日本スポーツ少年団から交付されるスポーツ少年団認定員認定証、認定員ワッペン及びスポーツ少年団指導必携書とともに対象者に交付する。

2 助成金の交付に際しては、受領書を徴するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年6月3日から適用する。